

福岡地方裁判所委員会（第29回）議事概要

1 開催日時

平成23年12月5日（月）午後3時30分から午後5時30分まで

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

山口幸雄委員長，瓦林達比古副委員長，青峰万里子委員，石堂高大委員，神野律子委員，岸秀光委員，柴田建哉委員，高原正良委員，中村年孝委員，野田部哲也委員，林優委員，村山由香里委員，吉本圭一委員，（委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

豊岡実事務局長，森中信三民事首席書記官，熊谷敏之刑事首席書記官
惠本学裁判員調整官，田中一彰經理課長

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

古賀元成総務課長，坂梨浩二総務課専門官

4 議事（：委員長，：副委員長，：学識経験者委員，：法曹委員，：裁判所）

(1) 委員長代理等の指名

藤井前委員長代理兼副委員長が退任したため，委員長において瓦林委員を委員長代理兼副委員長として指名し，出席委員全員において了承された。

(2) 裁判所における防災計画等について

（田中一彰經理課長から説明後，意見交換を行った。）

災害発生時などの非常の際には，情報をいかにスムーズにやりとりするかが重要となってくる。平成17年3月に福岡で発生した西方沖地震の時は，携帯電話が通じない状況下にあったため，その代替手段としてメールを利用せざるを得なかったが，情報伝達のスピードがあまりにも遅かったことから

ほとんど役に立たなかった。裁判所においては、このような事態に備えてどのような手段を検討されているか。

当庁においては、全ての職員が防災携帯カードを所持するようにしており、そのカードには裁判所の緊急連絡先が記載されている。非常時には、職員がそのカードに記載されている緊急連絡先に架電して、職員及び家族等の安否情報等を報告してもらうようにしている。また、電話による情報収集のほか、ショートメールや伝言ダイヤルも活用するようにしている。

病院においては、年1回、患者や地域の方々にも参加してもらい大規模な防災訓練を実施している。防災訓練は、防災計画を書類上整備するだけでは不十分であり、やはり本番さながらの状況下で検証することが重要である。

裁判所では、非常時における優先すべき業務の内容をどのように考えているか。

令状処理に関する事務、身柄に関する事務、保釈金等の保管金事務などの特に緊急性の高い事務から優先して処理しながら、徐々に平常時の状態に復旧させることを考えている。

西方沖地震の際は、裁判所ではどのような対応をしたのか。

被害の程度は書架が倒れたり、記録が書棚から落ちたりした程度であった。また、地震発生当日は、休日で閉庁していたことから大きな混乱は生じず、業務再開に手間取るようなことはなかった。

平成23年3月の東北大地震発生後、石巻市を訪れた機会に聞いた話によると、情報手段として一番役に立ったのは、衛星携帯電話であったとのことである。PHS電話も意外と役に立ったとのことであり、アンテナ基地も多く点在し、利用者も少ないためか、他社の携帯電話に比べると比較的通じやすかったようである。なお、メールについては何とか使用できたが10時間後に一斉受信するような状態であったとのことであった。

また、病院を訪ねたときに言われたことは、災害発生時のマニュアルには、

担当者を役職名で記載するのではなく、個人氏名で記載した方が実際に行動しやすいとのことであった。

私が勤務する会社の災害発生時の対応マニュアルは、通常勤務時と休日時とを想定して策定している。休日時に震度5以上の地震が発生したときは、原則出勤することとなっており、出勤先も自分の勤務先ではなく、自分が住んでいるところから一番近い営業所等に出勤するように定められている。

防災に対する意識というものは、災害が発生してから徐々に薄れて、風化してしまいがちである。そうならないためにも毎年検証を重ねながら、継続して取り組むことが重要である。

(3) 裁判員裁判の実施状況等について

(惠本学裁判員調整官から説明後、質疑応答を行った。)

説明の中で「出頭」とか「呼出状」といった言葉が使用されていたが、裁判員候補者等に対してもこのような言葉を使用するのか。

裁判員候補者等との会話の中では、「出頭」という言葉は使用せず、「出席していただく」や「お越しいただく」という言葉を使用するように心掛けている。他方、「呼出状」という言葉は、裁判員等選任手続期日に正当な理由もなく裁判所に来られない場合には過料に処せられることがあるといった法的な効果を生じるものであることから、その書面が「呼出状」であることを明示する必要があって、使用せざるを得ない面もある。ただ、このような場合でも、できる限り抵抗感を抱かれないように、「選任手続期日のお知らせ」という表題に「(呼出状)」という文言を付すなどして配慮している。

選任手続において実際に不適任と判断されるケースはあるか。

審理する事件の関係者や不公平な裁判をするおそれがあるような場合には、選任手続の際に個別質問を実施し、事情を聞いた上で不選任の判断をするともある。

審理段階における議論のリードは誰がするのか。

議論は、公判前整理手続において整理された争点に絞って進めていくことになるが、議論の中身の部分については、裁判員から自由に意見を出してもらいながら進めることになる。

裁判員を経験して良かったという意見の割合はどの程度か。

裁判所では裁判員を経験した方々に対するアンケートを実施しており、その結果によると、裁判員を経験して良かったという意見が多く寄せられているところである。具体的には、裁判員に選ばれる前は、「あまりやりたくなかった」または「やりたくなかった」と回答された方が合計で50パーセント強おられたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計で約95パーセントの方が「非常によい経験と感じた」または「よい経験と感じた」と回答されている。

裁判員裁判の実施庁は、福岡地裁では本庁と小倉支部に限られているが、久留米支部などの他の支部でも実施できた方がよいと思う。仮に久留米支部で裁判員裁判が実施可能であるとすれば、どの程度の事件を審理することになるか。

具体的な数値としてお示しできるかどうかを含め、次回委員会までに確認させていただきたい。

裁判員裁判の対象となる事件については、国民の関心の高い、凶悪な事件に限定されているが、その対象を今後拡大していく方向性はあるか。

凶悪事件を対象としているのは、量刑の軽い、軽微な事件にまで関与していただくことは国民の皆さんの負担となることから、一定の重大事件に限定しているものである。今後の方向性については、現時点では対象事件を拡大するような議論がされているとは承知していない。

裁判員裁判を実施するに際し、環境整備や雰囲気作りに様々な工夫がされているようだが、それは他の裁判所でも同様になされているのか。

裁判員の方々がリラックスできるような雰囲気作りとして、評議室にソフ

アーを準備し、湯茶や雑誌を備え置くといったことなどは他の裁判所も同様に行っているようである。

裁判員制度の導入は、法曹界に対しどのような影響を与えたか。

検察官としては、法廷で見て聞いて分かる裁判を実現するために証拠を十分吟味したり、プレゼンテーション能力を向上させるための訓練等を行うようになった。

被告人を弁護する立場にある弁護士としては、被告人側の主張を裁判員に十分理解してもらい、判決に影響を与えることができるようポイントを絞って分かりやすく説明することを意識するようになった。

法律専門家である裁判官と裁判手続には素人である裁判員の方々が対等に議論しながら結論を導き出すことができるようにするため、一般には理解しにくい専門用語については誰にでも理解できるよう平易な言葉を用いたり、議論がうまく噛み合うように裁判員とのコミュニケーションを重視して対応するようになった。

医師による鑑定手続を必要とする事件の場合は、裁判員に対してどのように配慮されているか。

鑑定人に対し、できる限り分かりやすい言葉で説明していただくようお願いしたり、医学に関する専門用語を分かりやすい言葉にまとめた用語集を裁判員に交付するなど配慮している。

(4) 次回委員会（第30回）の予定

ア 日時

平成24年3月22日（木）午後1時10分から午後3時まで

イ テーマ

未定（後日決定する。）